

短答式試験問題集 [民事系科目]

[民事系科目]

〔第1問〕(配点：2)

行為能力に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 1])

- ア. 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者は、自ら補助開始の審判を請求することができない。
- イ. 成年被後見人が認知をする場合、成年後見人の同意は不要である。
- ウ. 保佐人の同意を得なければならない行為について、被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず保佐人が同意をしないとき、被保佐人は、家庭裁判所に対し、保佐人の同意に代わる許可を請求することができる。
- エ. 被補助人について後見開始の審判をする場合、家庭裁判所は、その者に係る補助開始の審判を取り消さずに後見開始の審判をすることができる。
- オ. 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者について、家庭裁判所は、同意権も代理権も付与されない補助人を選任することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第2問〕(配点：2)

制限行為能力者に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[No. 2])

- 1. 制限行為能力者のした契約について、制限行為能力者及びその法定代理人が取消権を有するときは、契約の相手方も取消権を有する。
- 2. 契約を締結した成年者がその後に後見開始の審判を受けたとき、成年後見人は、その契約の当時、既にその成年者につき後見開始の事由が存在していたことを証明して、その成年者のした契約を取り消すことができる。
- 3. 未成年者は、その契約を取り消すことができることを知って契約を締結したときでも、その契約を取り消すことができる。
- 4. 制限行為能力者が、自己を行為能力者であると信じさせるために相手方に対して詐術を用いて法律行為をした場合は、その法律行為の要素に錯誤があるときでも、錯誤による無効を主張することはできない。

〔第3問〕(配点：2)

錯誤に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。(解答欄は、[No. 3])

- 1. 意思表示の相手方が表意者の錯誤を認識していた場合であっても、表意者において錯誤に陥ったことについて重大な過失があったときは、表意者は、錯誤による無効を主張することができない。
- 2. 売買の目的物に隠れた瑕疵があり、この点について買主が錯誤に陥っていた場合は、錯誤の規定に優先して、瑕疵担保責任の規定が適用されることになる。
- 3. 裁判上の和解は、裁判所の関与の下にされるものであるから、これについて錯誤による無効を主張することはできない。
- 4. 表意者に対して債権を有する者は、その債権を保全する必要がある場合、表意者はその意思表示の要素に関し錯誤のあることを認めているときは、その意思表示の無効を主張し、その結果生ずる表意者の債権を代位行使することができる。
- 5. 意思表示の動機に錯誤があった場合、その意思表示の錯誤による無効を主張するためには、その動機が表示されていれば足り、その動機が法律行為の内容となっている必要はない。

【第4問】(配点：2)

任意代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 4])

- ア. 代理人に対して意思表示をした者が、本人に対する意思表示であることを示したときは、代理人において本人のために受領することを示さなくても、その意思表示は本人に対して効力を生ずる。
- イ. 代理権は、代理人が後見開始の審判を受けたときは消滅する。
- ウ. 意思表示の効力がある事情を知っていたことによって影響を受けるべき場合、その事実の有無は、本人の選択に従い、本人又は代理人のいずれかについて決する。
- エ. 代理権を有しない者がした契約を本人が追認する場合、その契約の効力は、別段の意思表示がない限り、追認をした時から将来に向かって生ずる。
- オ. 代理人が本人の指名に従って復代理人を選任した場合は、その選任及び監督について本人に対して責任を負わないが、その復代理人が不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、本人に対して責任を負う。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第5問】(配点：2)

無権代理に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[No. 5])

- 1. Aは、見知らぬ他人であるB宅に侵入し、Bの印章と登記関係の書類を盗み出し、それを用いて、BがAにB所有の甲不動産を売却する代理権を与えた旨の委任状を偽造し、Bの代理人として、Cに対して甲不動産を売却する契約を締結した。この場合において、CがAに代理権がないことについて善意無過失であっても、表見代理は成立しない。
- 2. 判例によれば、Aの親権者Bは、Cから金銭を借り入れるに当たり、Aを代理してA所有の不動産にCのBに対する債権を担保するために抵当権を設定することはできないし、その設定行為を追認することもできない。
- 3. 代理権を有しない者が代理行為として契約をした場合、その契約の時に代理権のないことを知っていた相手方は、本人が追認をする以前でもこれを取り消すことができない。
- 4. 無権代理人が本人の追認を得ることができなかつたときは、代理権の不存在につき善意無過失の相手方は、無権代理人に損害賠償を請求することができる。
- 5. 判例によれば、AがBに代理権を与えないまま「A」という名称の使用を許し、BがAの取引であるように見える外形を作り出して取引をした場合、この取引の効果がAに帰属することはない。

【第6問】(配点：2)

条件、期限及び期間の計算に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.6])

- ア. 条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合、その条件が解除条件であるときは無条件の法律行為となり、その条件が停止条件であるときは無効な法律行為となる。
- イ. 不法な条件を付した法律行為は無効であるが、不法な行為をしないことを条件とする法律行為は有効である。
- ウ. 条件の付された権利は、その条件の成否が未定である間は、相続することができない。
- エ. 判例によれば、不法行為による損害の賠償を請求する債権の消滅時効の期間の計算については、被害者が損害及び加害者を知った時が午前零時でない限り、初日は算入しない。
- オ. 契約の一方当事者に債務不履行があった場合において、催告期間内に履行しなければ契約を解除する旨の意思表示を他方当事者がしたときは、その催告期間内に履行がなければ、改めて解除の意思表示をしなくても、解除の効果は発生する。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第7問】(配点：2)

消滅時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.7])

- ア. 単独で金銭債務を負う債務者が死亡し、複数の相続人がいる場合、遺産分割によってその金銭債務を負う者が決定するまでの間は、その債務について消滅時効は中断する。
- イ. AのBに対する金銭債権を担保するためC所有の不動産に抵当権が設定された場合、その抵当権に基づく担保不動産競売の開始決定がされ、その決定正本が裁判所からBに送達されたときは、AのBに対する債権の消滅時効は中断する。
- ウ. 主たる債務の消滅時効期間が10年である場合、連帯保証人が主たる債務の履行期から7年を経過した日に保証債務の履行として弁済をしても、主たる債務の履行期から10年を経過したときは、主たる債務が時効により消滅するので、弁済をした連帯保証人は、主たる債務者に対して求償権を行使することができない。
- エ. AとBが連帯債務を負う場合において、Aが全部の負担部分を有するときは、Bが債権者に対して債務を承認しても、Aの債務について消滅時効は中断せず、その消滅時効が完成すれば、Bも債務を免れる。
- オ. AとBが夫婦の場合、Aが自己の単独名義でCと日常の家事に関して契約を締結して債務を負ったとき、CのAに対する債権の裁判上の請求により、CのBに対する債権の消滅時効も中断する。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第8問】(配点：3)

法律上の要件としての善意又は悪意に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[No.8])

- 1. 相続開始の1年前の日より前にされた贈与は、それがされた当時に当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていたとき、その価額が遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入される。
- 2. Aが所有する不動産をBが占有する場合において、Bが、10年間の占有を継続したことを理由として、この不動産の所有権を時効により取得するためには、Bは、占有を開始した時に善意無過失であればよく、その後Bが悪意になっても、Bの時効取得の成否に影響しない。
- 3. 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴え提起の時から悪意の占有者と

みなされる。

4. 判例によれば、Aが所有する不動産を7年間継続して占有したBから、この不動産を買い受けて引渡しを受けたCが更に4年間継続して占有する場合において、Cが、10年間の占有を継続したことを理由として、この不動産の所有権を時効により取得するためには、Bが占有を開始した時に善意であれば、Cの占有開始時にCが善意である必要はない。
5. Aに対する債権者Bが、AからCへの不動産の贈与を詐害行為を理由に転得者Dを被告として取り消す場合、その請求が認められるためには、その贈与がBを害することを、AC間の贈与の当時、Dが知っていたことが必要である。

〔第9問〕（配点：2）

物権と債権の対比に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.9〕）

1. 債権は時効により消滅することがあるが、物権は時効により消滅することはない。
2. 建物の引渡しを受けた建物賃借人は、その建物の使用を妨害された場合、占有権に基づいて妨害排除を求めることはできるが、賃借権に基づいて妨害排除を求めることはできない。
3. 物権は一筆の土地の一部についても成立することがあるが、債権も一筆の土地の一部を目的として成立することがある。
4. 債権は別の債権を目的とすることができるが、物権は債権を目的とすることはできない。
5. 物権は時効により取得することができるが、債権は時効により取得することはできない。

〔第10問〕（配点：2）

引渡しの方法に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.10〕）

1. Aは、Bから動産甲を買い受け、占有改定の方法で引渡しを受けたが、その後、Bは、動産甲をCに奪われてしまった。この場合、Aは、所有権に基づいてCに対して動産甲の返還を請求することができるのみでなく、Cに対して占有回収の訴えを起こすことができる。
2. Aは、Bから動産甲を買い受け、占有改定の方法で引渡しを受けたが、その後、Bは、動産甲をCにも売却し、現実に引き渡した。この場合、Cは、BのAに対する動産甲の売却について善意無過失でなくても、動産甲の所有権取得をAに対抗することができる。
3. Aは、Bから借用して占有していた動産甲をBから買い受けた。この場合、Aは、Bに動産甲をいったん返還した上でBから改めて動産甲の現実の引渡しを受けない限り、その所有権の取得を第三者に対抗することはできない。
4. Aは、Bに対する債権を担保するため、Bとの間で、B所有の動産甲に質権の設定を受けた。この場合、指図による占有移転により動産甲の引渡しを受けたのみでは、質権の効力は生じない。
5. Aは、Bが第三者に寄託している動産甲をBから買い受け、自ら受寄者に対し、以後Aのために動産甲を占有することを命じ、受寄者がこれを承諾したときは、Aは、動産甲の占有権を取得する。

【第11問】（配点：2）

物権的請求権に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No.11]）

1. 所有権に基づく物権的請求権は、所有権から派生する権利であるから、所有権と独立に物権的請求権のみを譲渡することはできないが、所有権とは別に消滅時効にかかる場合がある。
2. 建物の賃貸借契約が終了したとき、建物の所有者である賃貸人は、賃借人に対し、賃貸借契約の終了に基づいて建物の返還を求めることはできるが、所有権に基づいて建物の返還を請求することはできない。
3. Aは、B所有の土地に何らの権原なく建物を建て、この建物をCに賃貸した。この場合、建物を占有しているのはCであるから、Bは、Aに対して、建物を収去して土地を明け渡すことを請求することはできない。
4. 畑として使用されてきた土地をA、B及びCが持分3分の1ずつで共有していたところ、第三者が、Aの承諾を得て、その土地を造成して宅地にしようとした。この場合、Cは、単独で、その第三者に対し、共有持分権に基づく物権的請求権の行使として、土地全体について造成行為の禁止を求めることができる。
5. AがBに対して所有権に基づく妨害排除請求権を行使するには、Bに事理を弁識する能力があることは必要でないが、妨害状態が発生したことについてBに故意又は過失があることが必要である。

【第12問】（配点：2）

地上権に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.12]）

1. 甲土地を所有するAがBのために甲土地を目的とする地上権を設定してその旨の登記がされ、Bの地上権を目的とする抵当権が設定されていた場合でも、その後、BがAから甲土地の所有権を取得したときは、地上権は消滅する。
2. 甲土地を所有するAがB及びCのために甲土地を目的とする地上権を設定してその旨の登記がされ、その地上権をB及びCが準共有している場合でも、その後、BがAから甲土地の所有権を取得したときは、地上権は消滅する。
3. 既に抵当権が設定されている甲土地を所有するAがBのために甲土地を目的とする地上権を設定してその旨の登記がされた場合、その後、BがAから甲土地の所有権を取得したときは、地上権は消滅する。
4. 甲土地を所有するAがBのために甲土地を目的とする地上権を設定してその旨の登記がされたが、BのAに対する地代支払債務について未払があった場合、その後、BがAから甲土地の所有権を取得したときは、その未払債務は消滅する。
5. 甲土地を所有するAがBのために甲土地を目的とする地上権を設定してその旨の登記がされ、Bが甲土地に乙建物を建ててCに賃貸したときは、その後、BがAから甲土地の所有権を取得したときでも、地上権は消滅しない。

【第13問】（配点：2）

用益物権に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.13]）

1. 入会団体の構成員は、入会権の目的となっている山林原野の使用収益を妨げる者がいる場合には、別段の慣習がない限り、単独で、その者に対し、妨害排除を請求することができる。
2. 借地借家法にいう借地権には、建物の所有を目的とする地上権も含まれる。
3. 建物が存する土地を目的として、先順位の甲抵当権及びこれと抵当権者を異にする後順位の乙抵当権が設定された後、甲抵当権が被担保債権の弁済により消滅し、その後、乙抵当権の実

行により土地と地上建物の所有者を異にするに至った場合において、当該土地と建物が、甲抵当権の設定時には同一の所有者に属していなかったとしても、乙抵当権の設定時に同一の所有者に属していたときは、法定地上権が成立する。

4. 要役地の所有者が、他人所有の土地を承役地とする通行地役権を時効により取得するためには、自ら通路を開設して継続的に通行の用に供することが必要である。
5. 通行地役権の承役地がAに譲渡された場合において、譲渡の時に要役地の所有者Bによって承役地が継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況からして客観的に明らかであったとしても、Aが通行地役権の存在を認識していなかったときは、Aは、通行地役権につき、地役権設定登記の不存在を主張する正当な利益を有する第三者に当たる。

【第14問】（配点：2）

留置権及び抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.14]）

- ア. 留置権は、他人の物の占有者に認められる権利であるから、留置権者が目的物を第三者に賃貸した場合には、目的物の賃貸について所有者の同意を得ていても、留置権は消滅する。
 - イ. 留置権者が目的物の占有を奪われた場合、留置権者が占有回収の訴えを提起して勝訴し、現実の占有を回復すれば、留置権は消滅しない。
 - ウ. 抵当権者は、目的物が第三者の行為により滅失した場合、物上代位により、その第三者に対して所有者が有する損害賠償請求権から優先弁済を受けることができるのに対し、留置権者は、目的物が第三者の行為により滅失した場合には、損害賠償請求権に物上代位権を行使することができない。
 - エ. 抵当権は、債権の弁済がないときに目的物を換価して優先弁済を受ける権利であるから、抵当権者は、目的物の競売を申し立てることができるが、留置権は、債権の弁済を受けるまで目的物を留置する権利にすぎないから、留置権者は、目的物の競売を申し立てることはできない。
 - オ. 留置権においては、目的物の留置自体により被担保債権の権利行使がされていることになるから、債権者が目的物を占有している限り、被担保債権が時効消滅することはない。
1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第15問】（配点：2）

抵当権の効力に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.15]、[No.16] 順不同）

1. 抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、その後に生じた抵当不動産の果実に及ぶ。
2. 借地上の建物が抵当権の目的となっている場合、建物の敷地利用権である借地権にも抵当権の効力が及ぶ。
3. 抵当権の被担保債権について主たる債務者となっている者は、抵当権消滅請求を行うことができないが、その債務の連帯保証人は、抵当権消滅請求を行うことができる。
4. 建物に設定された抵当権が実行された場合において、抵当権の設定登記後であって競売手続の開始前からその建物の引渡しを受けて占有し使用している者が存在するときは、その建物の占有者は、買受人による建物買受けの時から6か月間、買受人に対する使用の対価を支払うことなく建物の明渡しを猶予される。
5. 更地に抵当権が設定された後、その土地の上に第三者が建物を築造したとき、抵当権者は、その土地とともにその建物を競売することができる。

【第16問】（配点：2）

根抵当権に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.17]、[No.18] 順不同）

1. 手形上又は小切手上的の請求権を根抵当権の被担保債権と定める場合においても、第三者が振り出し、債務者が裏書した手形上又は小切手上的の請求権を根抵当権の被担保債権とすることはできない。
2. 根抵当権の元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について当該根抵当権を行使することはできない。
3. 元本確定前において根抵当権の担保すべき債権の範囲及び債務者についての変更は、後順位根抵当権者がいる場合は、その承諾を得なければすることができない。
4. 元本確定前に根抵当権者が死亡して相続が開始した場合において、根抵当権者の相続人と根抵当権の設定者との間でその根抵当権を承継する相続人を合意しなかったときは、その根抵当権の担保すべき元本は、根抵当権者の相続開始の時に確定する。
5. 元本確定後の根抵当権は、極度額を限度として、元本のほか、利息及び遅延損害金がある場合には、2年を超える利息及び遅延損害金についても行使することができる。

【第17問】（配点：2）

担保物権についての特約に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.19]）

1. 動産の売主と買主との間で、売買の目的物を買主が第三者に転売して引き渡したときでも、売主はその目的物に先取特権を行使することができる旨の特約がある場合において、買主がその目的物を転売して転買主にこれを引き渡したときは、売主は、転買主が占有している目的物について、その特約について転買主が悪意であるときでも、先取特権を行使することはできない。
2. 動産質権において、質権者と質権設定者との間で、被担保債権の利息はその質権によって担保されないとの特約がされた場合においても、利息は、質権の被担保債権に含まれる。
3. 不動産質権者は、質権の目的物を使用及び収益をすることができ、質権者と質権設定者との間の特約で、その使用収益権を排除することはできない。
4. 建物が存する土地について抵当権が設定された場合において、その抵当権者と抵当権設定者との特約で、その土地の上の建物にも抵当権の効力を及ぼすことができる旨の合意がされたときは、その土地の抵当権は、土地の上に存するその建物にも及ぶ。

【第18問】（配点：2）

履行の強制に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.20]）

1. 売買契約の目的である建設機械の引渡しを受けた買主が代金を支払わないとき、売主は、買主に対し、遅延の期間に応じ、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を自己に支払うべき旨を裁判所に請求することができる。
2. 合意により午後9時以降はピアノを弾かないという債務を隣人に対して負担している者が、午後9時以降にピアノを弾くことを繰り返しているとき、この隣人は、当該ピアノの使用禁止及びその競売を裁判所に申し立てることができる。
3. 小麦100キログラムの売買契約で、代金の前払を受けた売主が物品を引き渡さないとき、買主は、売主の費用で同種、同量及び同等の小麦を第三者に調達させることを裁判所に請求することができる。
4. 賃貸人が賃借人に対して賃貸建物を引き渡さないとき、賃借人は、賃貸人に対し、遅延の期間に応じ、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を自己に支払うべき旨を

裁判所に請求することができる。

5. 多額の債務を負う者が死亡し、共同相続が開始した場合において、相続人の一人が相続放棄をしないとき、他の共同相続人は、この相続人を被告として相続放棄の意思表示をすべき旨の訴えを提起することができる、これを命ずる判決が確定すれば、被告となった相続人は、判決確定の時に相続放棄をしたものとみなされる。

【第19問】（配点：2）

債権者代位権に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No. 21]）

1. AがBに対して有している売買代金債権をAの債権者CがAに代わって行使し、売買代金の支払を求めて訴えを提起した場合において、この請求を認容する判決が確定すれば、このAのBに対する売買代金債権は、弁済により消滅したものとみなされる。
2. 判例によれば、債権者が代位権の行使に着手した事実を債務者が知ったとしても、債務者は、債権者から代位の通知を受けない間は、代位権行使の対象となった権利を自ら行使することができる。
3. 債務者の権利を代位行使する債権者は、債務者の代理人としてではなく、自己の名で当該権利を行使するものであり、自己の財産におけるのと同じの注意をもって権利を行使すれば足りる。
4. 判例によれば、離婚に伴う財産分与請求権は、審判によりその具体的内容が確定したときは、財産分与を受ける者の債権者が債権者代位の目的とすることができる。
5. 債務者に対して複数の債権者がいる場合において、このうちの一人が債務者の有する金銭債権を代位行使するときは、代位行使することができる金銭債権の額は、複数の債権者が有する債権の総額に占める代位債権者の債権の額の割合に応じて算出された額を限度とする。

【第20問】（配点：2）

貸金等根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とし、その債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることにより負担する債務が含まれ、保証人が自然人である保証契約）に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.22]）

- ア. 貸金等根保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。
- イ. 貸金等根保証契約の締結の日から3年を経過したときは、保証人は、主たる債務の元本の確定を請求することができる。
- ウ. 貸金等根保証契約は、極度額を定めなければ、その効力を生じない。
- エ. 貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、保証人に対し債権者が金銭債権についての強制執行を申し立てた場合には、これに基づき強制執行が開始されたときに限り、確定する。
- オ. 貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、主たる債務者が死亡した場合でも当然には確定しない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第21問〕（配点：2）

債権譲渡に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.23〕）

1. 譲渡禁止特約のある指名債権について、譲受人が特約の存在を知り、又は重大な過失により特約の存在を知らないでこれを譲り受けた場合でも、その後、債務者が債権の譲渡について承諾を与えたときは、債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となるが、第三者の権利を害することはできない。
2. 指名債権の譲受人が、債権者代位権により、譲渡人に代位して債務者に債権譲渡の通知をしたとしても、その債権譲渡を債務者に対抗することはできない。
3. 同一の債権に対する債権譲渡と債権差押えとの間の優劣は、債権譲渡についての第三者対抗要件が具備された時と債権差押命令が当該債権の債務者に送達された時の先後で決する。
4. A法人がBに対する金銭債権をCに譲渡し、その債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされた場合であっても、Aからの債権譲渡通知がBに到達しておらず、かつ、Bがその債権譲渡を承諾していないときは、Cは、Bに対して自己が債権者であることを主張することができない。
5. 譲渡禁止特約が付された債権であっても差押えをすることはできるが、その差押債権者が譲渡禁止特約につき悪意であるときは、当該債権の債務者は差押債権者に対して譲渡禁止特約をもって対抗することができる。

〔第22問〕（配点：2）

債務の消滅に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.24〕、〔No.25〕 順不同）

1. 建物賃貸借契約の終了について争いがあり、賃貸人が賃料の受領を拒んでいるときは、賃借人は、賃借人の住所地の供託所又は賃貸人の住所地の供託所に賃料を供託することができる。
2. 判例によれば、金銭消費貸借契約を締結して1000万円を借り受けた債務者が、貸主との間で、金銭を支払う代わりに債務者所有の1000万円相当の土地を譲り渡す合意をしたときは、この合意の性質を代物弁済又は更改のいずれと解しても、合意成立の時点で旧債務は消滅する。
3. AのBに対する債権を担保するため、B所有の土地に抵当権が設定された後、CのBに対する債権を担保するためにその土地に後順位抵当権が設定された場合において、AがBを単独で相続したときは、Aの抵当権は消滅する。
4. 債務者が1個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、順次に費用、利息及び元本に充当される。
5. 債権者が債務者に対して債務の免除をする場合には、債務者の同意がなければ、免除の効果は発生しない。

【第23問】（配点：3）

求償権に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，【No.26】）

1. 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたときは、その保証人は、主たる債務者に対して求償権を有する。
2. 判例によれば、債務者Aの委託を受けてAの債務を担保するため抵当権を設定したBは、当該抵当権の被担保債権の弁済期が到来したとしても、Aに対し、あらかじめ求償権を行使することができない。
3. 連帯債務者であるAが債権者Bに対する自己の債権をもってする相殺が可能であった場合において、他の連帯債務者CがAに通知しないで債権者Bに弁済をしたとき、Aは、Cからの求償を拒むことができる。
4. 連帯債務者A、B及びCのうち、Aが債権者から債務の全額につき免除を受けた場合、Aは、B及びCに対し、各自の負担部分について求償権を取得する。
5. 判例によれば、Aが、使用者であるBの事業の執行について、Cとの共同の不法行為によって他人に損害を加えた場合において、CがAとの過失割合によって定められる自己の負担部分を超過して被害者に損害を賠償したときは、Cは、Bに過失がなくても、Aの負担部分について、Bに求償することができる。

【第24問】（配点：2）

同時履行の抗弁に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.27】）

- ア. 売買契約が詐欺を理由として取り消された場合において、相互に返還されるべき給付は、同時履行の関係にある。
- イ. 金銭消費貸借契約に基づく貸金債務の弁済と当該債務の担保のためにされた抵当権設定登記の抹消登記手続は、同時履行の関係にある。
- ウ. 土地の売買契約における売主の所有権移転登記義務と買主の代金支払義務は、同時履行の関係にある。
- エ. 建物の賃借人が造作買取請求権の行使をした場合、賃貸人の造作代金支払債務と賃借人の建物引渡債務は、同時履行の関係にある。
- オ. 有償寄託において、寄託者の報酬支払債務と受寄者の目的物返還債務は、同時履行の関係にある。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第25問】（配点：2）

消費貸借に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，【No.28】，【No.29】 順不同）

1. 消費貸借は、金銭でない物を目的とすることができる。
2. 無利息の金銭消費貸借は、書面でしなければ、その効力を生じない。
3. 返還の時期が暦日である確定期限で定められた場合、貸主が目的物の返還を請求する訴訟において、原告は、その期限の到来を主張する必要があるが、暦日の到来は顕著な事実であるから証明することを要しない。
4. 判例によれば、消費貸借により貸し渡された金銭の返還義務を目的として準消費貸借をすることは許されない。
5. 消費貸借の予約は、その後に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

〔第26問〕（配点：2）

転貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.30〕）

ア．土地の賃借人が賃貸人の承諾を得て当該土地を転貸したときは、原賃貸借の賃貸人と賃借人との間で原賃貸借を合意解除しても、これをもって転借人に対抗することができない。

イ．建物の賃借人が賃貸人の承諾を得て当該建物を転貸した場合において、原賃貸借が賃借人（転貸人）の賃料不払を理由とする解除により終了したときは、転貸借は、原賃貸借の賃貸人が転借人に対して当該建物の返還を請求した時に、転貸人の転借人に対する債務の履行不能により終了する。

ウ．建物所有を目的とする土地賃貸借の賃借人が、その土地上に建築した建物を第三者に譲渡しようとする場合において、その第三者が土地の転借をしても原賃貸借の賃貸人に不利となるおそれがないにもかかわらず、当該賃貸人がその転貸を承諾しないときは、裁判所は、原賃貸借の賃借人の申立てにより、承諾に代わる許可を与えることができる。

エ．建物所有を目的とする土地賃貸借の賃借人が、当該土地上に建物を建築し、土地の賃貸人の承諾なくして当該建物を第三者に賃貸し、使用収益させることは、土地の無断転貸に該当する。

オ．無断転貸を理由とする解除権は、原賃貸借の賃貸人が転貸借契約が締結されたことを知った時から10年を経過したときは、時効によって消滅する。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第27問〕（配点：2）

請負に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.31〕）

ア．請負が請負人の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、請負人は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

イ．請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

ウ．注文者が死亡したときは、請負契約は終了する。

エ．請負における仕事の目的物に瑕疵がある場合であっても、注文者は、その瑕疵が重要でなく、その修補に過分の費用を要するときは、瑕疵の修補を請求することができない。

オ．仕事を完成して目的物を引き渡すことを内容とする請負において、注文者による瑕疵修補の請求は、目的物を引き渡した時から1年以内にしなければならない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第28問〕（配点：2）

契約の終了に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.32〕，〔No.33〕 順不同）

1．無利息の金銭消費貸借において、当事者が返還の時期を定めなかったときは、借主は、いつでも貸金を返還して契約を終了させることができる。

2．使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

3．賃貸借が解除されたときは、その賃貸借は、契約の時にさかのぼって効力を失う。

4．組合の存続期間を定めた場合であっても、組合員が死亡したときは、その相続人は、組合を脱退することができる。

5．無償の寄託において、当事者が寄託物の返還の時期を定めなかったときは、受寄者は、いつでも寄託物を返還して契約を終了させることができる。

【第29問】（配点：2）

不法行為に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。
（解答欄は，[No.34]）

1. 未成年者に対し不法行為に基づく損害賠償を請求する訴訟において、原告は、行為の当時その者に責任能力があったことを主張立証しなければならない。
2. 未成年者が責任能力を有する場合であっても、監督義務者の義務違反と未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係が認められるときは、監督義務者に対して不法行為に基づく損害賠償を請求することができる。
3. 不法行為により死亡した被害者の父又は母は、加害者に対し、自己が被った精神的苦痛に基づく損害の賠償を請求することはできない。
4. 交通事故の被害者である幼児に過失がなかったときは、その父又は母に過失があったとしても、それを理由として賠償額が減額されることはない。
5. 暴行を受けて傷害を負った被害者が損害賠償を請求する場合において、被害者の治療を行った医師に診療上の過失があり、そのために被害者の症状が悪化したときであっても、暴行を加えた者と医師は、被害者に対し連帯して損害を賠償する責任を負うことはない。

【第30問】（配点：2）

AのBに対する訴訟に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.35]）

1. A B間に成立した保証が連帯保証ではない場合に、債権者Aが保証人Bに対し保証債務の履行を請求する訴訟において、Aは、主たる債務者に催告をしたことを請求原因として主張立証しなければならない。
2. A B間に成立した請負が仕事の目的物の引渡しを要するものである場合に、請負人Aが注文者Bに対し報酬を請求する訴訟において、Aは、仕事の目的物を引き渡したことを請求原因として主張立証しなければならない。
3. AがBに対し動産の売買代金を請求する訴訟において、Aは、目的動産の引渡しを提供したことを請求原因として主張立証しなければならない。
4. 判例によれば、AがBに対し貸金の返還を請求する訴訟において、Aとの動産の売買に基づく代金債権をもってする相殺を主張するBは、目的動産の引渡しを提供したことを主張立証しなければならない。
5. 判例によれば、Aが、Bに対し遺留分減殺請求権を行使した上で、被相続人からBが受けた贈与の目的物の返還を請求する訴訟において、Bが贈与の目的物の価額を弁償する旨の意思表示をしたときは、Aの請求は棄却される。

【第31問】（配点：2）

AとBの婚姻に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.36]）

ア． AがBの父母の養子である場合、A、B、同人らの親族又は検察官は、AとBの婚姻が近親者間の婚姻であることを理由として、その取消しを家庭裁判所に請求することができない。

イ． AとBは共に20歳未満で婚姻したが、BにはCとの間の嫡出でない未成年の子Dがいる場合、Aは、20歳に達していなくとも、婚姻により、Bとともに、Dの親権者となる。

ウ． Aが成年被後見人である場合、事理を弁識する能力を一時回復している間は、成年被後見人の同意を得ればBと婚姻することができる。

エ． 判例によれば、AとBが、両名間の子Cに嫡出である子の身分を得させるための便法として、後日離婚することを合意した上で婚姻の届出をしたにすぎず、真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思がなかった場合には、婚姻の効力は生じない。

オ． AがBと婚姻した場合、Aの父母であるCとDは、Bの兄Eと3親等の姻族になる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第32問】（配点：2）

認知に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.37]、[No.38] 順不同）

1. 遺言による認知は、遺言執行者が認知の届出をした時から効力を生ずる。

2. 未成年である子が意思能力を有している場合であっても、その父は、子の承諾なく認知することができる。

3. 未成年である子を認知するには、その母の承諾を得る必要はない。

4. 嫡出でない子は、その父が認知と同時に届け出ることにより、父の氏を称することができる。

5. 嫡出でない子の母は、その子が成年に達した後も、認知の訴えを提起することができる。

【第33問】（配点：2）

養子に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.39]）

ア． 配偶者のある者が15歳未満の者と縁組をする場合、配偶者とともにする必要はないが、配偶者の同意を得なければならない。

イ． 15歳未満の者は、その者の法定代理人が本人に代わってする承諾又は家庭裁判所の許可があれば縁組をすることができる。

ウ． 15歳未満の養子の協議上の離縁は、離縁後にその養子の法定代理人となるべき者と養親との協議によって行う。

エ． 強迫によって協議上の離縁の意思表示をした者は、いつでも家庭裁判所にその取消しを請求することができる。

オ． 縁組の当事者の一方が死亡した後に生存当事者が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、これを行うことができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第34問】（配点：2）

親権及び子の財産の管理権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.40]）

- ア．父が長期間海外にいて事実上親権を行うことができないときは、母が単独で親権を行うことができる。
- イ．子の出生前に父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を、子の出生後の親権者と定めなければならない。
- ウ．遺言者が特定の財産を未成年者に遺贈するとともに、その遺言で、受遺者に対して親権を行う父母のうち父には当該財産を管理させない旨の意思を表示した場合、遺贈の効力発生後、父は遺贈された財産の管理権を有しない。
- エ．親権を行う父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。
- オ．特別養子縁組に係る養子は、未成年である間は養親の親権に服するが、実方の父母の相続人としての地位を失わない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第35問】（配点：2）

甲建物を所有していたAが死亡し、Aには子B、C及びDがいるが、遺産分割は未了である場合、次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.41]）

- 1. BがC及びDに無断で甲建物についてBへの所有権移転登記をした上でこれを第三者Eに売り、Eへの所有権移転登記をした場合、C及びDは、Eに対し、それぞれの持分権を対抗することができない。
- 2. BがAの死亡後新たに甲建物で居住を開始し、C及びDに甲建物を使用させない場合、C及びDは、甲建物に現実に居住する意思がないときでも、Bに対し、持分の割合に応じた使用料相当額を不当利得として返還請求することができる。
- 3. 遺産分割がされる前であっても、甲建物について、B、C及びDの法定相続分に応じた持分の割合により、相続を原因とする所有権移転登記をすることができる。
- 4. 第三者EがBから甲建物の共有持分権を譲り受けた場合、EがC及びDとの共有関係の解消のためにとるべき裁判手続は、共有物分割訴訟である。
- 5. Bが遺産分割協議書を偽造して甲建物についてBへの所有権移転登記をした場合は、C及びDがその事実を知った時から5年以上経過後に当該登記の是正を請求するときでも、Bは、相続回復請求権の5年の短期消滅時効が完成したことを主張することができない。

【第36問】（配点：2）

遺言に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.42]）

- ア. 公正証書によってする遺言は，2人以上の者が同一の証書であることができる。
- イ. 特定遺贈の受遺者がする遺贈の放棄は，家庭裁判所に申述することを要しない。
- ウ. 遺贈は，その目的物が遺言書作成の時に於いて遺言者の財産に属しなかつたときは，その効力を有しない。
- エ. 疾病その他の事由により死亡の危急に迫つた者が，法定の人数の証人の立会いをもつて，その1人に遺言の趣旨を口授する方式でした遺言は，遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは，その効力を生じない。
- オ. 遺言の証人になつた者は，その遺言の遺言執行者になることができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ オ 5. ウ エ

【第37問】（配点：2）

株式会社の設立に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.43]）

- ア. 会社の本店の所在地は，設立する際の定款で定めなければならない。
- イ. 会社の公告方法は，設立する際の定款で定めなければならない。
- ウ. 設立時募集株式の引受人が所定の期日又は期間内に設立時募集株式の払込金額の全額の払込みをしなかつた場合には，その引受人は，その払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う。
- エ. 会社がその子会社を設立するには，発起設立又は募集設立のいずれかの方法によらなければならない。
- オ. 会社の設立を無効とする判決が確定したときは，その会社は，当初から存在しなかつたことになる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第38問】（配点：2）

次のアからオまでの各事項のうち、会社法上の公開会社において定款で定めることができないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.44]）

- ア. 会社は，相続その他の一般承継により会社の譲渡制限株式を取得した者に対し，その株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨
- イ. 会社は，必要と認める場合には，株主総会の特別決議に基づき，その親会社の株式を取得することができる旨
- ウ. 単元未満株主は，その有する単元未満株式について，株主代表訴訟を提起する権利を有しないこととする旨
- エ. ある種類の株式の内容として，その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任することとする旨
- オ. 会社法に規定する事項以外の一定の事項について，種類株主総会で決議をすることができる旨

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第39問】（配点：2）

株式の譲渡に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.45]）

- ア. 株券発行会社が株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らし、株券発行前にされた株式の譲渡の効力を否定するのを相当としない状況に至った場合において、株主が意思表示のみによって株式を譲渡したときは、その譲渡は、会社に対しても、その効力を有する。
- イ. 譲渡制限株式会社について、会社の承認を得ないで譲渡がされた場合、その譲渡は、譲渡当事者間において、その効力を有しない。
- ウ. 株式の譲渡について、会社に対し適法に株主名簿の名義書換請求がされたにもかかわらず、会社の過失により名義書換が行われなかったときは、会社は、株主名簿の名義書換のないことを理由として、株式の譲渡を否定することができない。
- エ. 株式の譲渡に関する株主名簿の名義書換が会社の都合で遅れている場合には、会社は、その譲渡を認め譲受人を株主として取り扱うことができない。
- オ. 株券発行会社の株式について、その会社の剰余金の配当の基準日より前に株券が交付されて譲渡されたが、その基準日までに株主名簿の名義書換請求がされずに譲渡人が配当金を受領したときは、譲渡人は、譲受人に対し、受領した配当金相当額の金員について不当利得返還義務を負わない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第40問】（配点：2）

自己株式に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.46]）

- ア. 株式会社は、自己株式について、株主総会における議決権を有しない。
- イ. 株式会社は、自己株式について、剰余金の配当をすることができない。
- ウ. 株式会社は、自己株式の取得価額を貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。
- エ. 自己株式を消却することにより、資本金の額は、減少する。
- オ. 自己株式を消却することにより、発行可能株式総数は、減少する。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第41問】（配点：2）

会社法上の公開会社である大会社の株主総会に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.47]）

- ア. 取締役会は、書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使のいずれもすることができる旨を定めた場合には、株主が同一の議案につき両方の方法により重複してそれぞれの内容が異なる議決権の行使をしたときの取扱いに関する事項を定めることができる。
- イ. 会社は、定款の定めにより、剰余金の配当に関する株主総会決議の定足数を排除することができない。
- ウ. 株主総会においては、その決議によって、取締役がその株主総会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。
- エ. 株主総会においてその延期の決議があった場合、後日開催されるその株主総会につき、改めて株主に対する招集通知を発しなければならない。
- オ. 会計監査人は、定時株主総会において出席を求める決議があったときは、その株主総会に出席して意見を述べなければならない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第42問〕（配点：2）

取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）の取締役の報酬等に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述について、定款には、報酬等に関する事項の定めがないものとする。（解答欄は、〔No.48〕）

- ア. 判例によれば、取締役が死亡した場合の弔慰金の支給は、それが在職中の職務執行の対価であるときは、株主総会の決議によらなければならない。
- イ. 判例によれば、株主総会の決議に基づいて取締役の報酬の額が具体的に定められた場合でも、その後、株主総会がその取締役の報酬を無報酬とする旨の決議をしたときは、その取締役は、これに同意しなくても報酬を請求することができなくなる。
- ウ. 判例によれば、株主総会の決議で取締役全員の報酬の総額を定め、その具体的な配分は、取締役会の決定に委ねることができる。
- エ. 会社が、取締役に対し、その報酬等としていわゆるストック・オプションとしての新株予約権を付与する場合には、株主総会の決議によることを要しない。
- オ. 会社が会社法上の公開会社である場合には、事業報告により、その事業年度に係る取締役ごとの個別の報酬の額を明らかにしなければならない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第43問〕（配点：2）

取締役会設置会社でない株式会社において、A及びBの2名が取締役に選任され、Aが代表取締役に選定されている場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.49〕）

- ア. Bが自己のために会社と取引をするときは、Aの同意を受けなければならない。
- イ. 会社は、定款によって、取締役の任期を選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めることができる。
- ウ. Aは、単独で、株主総会の日時及び場所等の株主総会の招集事項を決定することができる。
- エ. 会社は、Aがその職務を行うについて第三者に損害を加えたときは、その損害を賠償する責任を負う。
- オ. 会社の定款には、代表取締役は株主総会の決議によって取締役の中から定めるとの規定があり、それに基づいてAが代表取締役に選定されている場合において、Aが取締役にとどまりつつ代表取締役を辞任したときは、Bは、当然に会社を代表する権限を有する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第44問〕（配点：2）

株式会社の取締役又は代表取締役とその登記に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.50〕）

- ア. 代表取締役が退任してその代表権を喪失し、退任の登記がされたときは、その後その者が会社の代表者として第三者とした取引については、民法第112条の規定は、適用されない。
- イ. 代表取締役が会社を代表して約束手形を振り出した場合であっても、代表取締役の就任につき登記がされていないときは、その代表取締役が個人として手形上の責任を負う。
- ウ. 取締役でないのに取締役として就任の登記をされた者が故意又は過失によりその登記につき承諾を与えていたときは、その者は、自己が取締役でないことをもって善意の第三者に対抗することができない。
- エ. 代表取締役でない者が、自ら会社の代表者として代表取締役の就任の登記の申請をしたことにより、その旨の登記がされたときは、その会社は、その登記を自らの申請に基づく登記と同

視するのを相当とするような特段の事情がない限り、善意の第三者に対しても、その者が代表取締役でないことを対抗することができる。

オ. 取締役を退任したにもかかわらずその旨の登記がされていない場合には、退任した取締役は、過失により退任の登記がされていないことを知らなかったためこれを放置していたときであっても、善意の第三者に対し、自己が取締役でないことを対抗することができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

(参照条文) 民法

第112条 代理権の消滅は、善意の第三者に対抗することができない。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

〔第45問〕(配点：2)

株式会社における取締役、監査役及び会計監査人の責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.51])

ア. 取締役が取締役会の承認を得て自己のために行った会社との取引によって会社に損害が生じた場合、その取締役会において異議を述べなかった監査役は、その任務を怠ったものと推定される。

イ. 監査役は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

ウ. 会計監査人がその任務を怠った場合における会社に対する損害賠償責任は、株主総会の決議をもってその全部を免除することができる。

エ. 分配可能額を超えて金銭による剰余金の配当がされた場合、その配当に係る議案を株主総会に提案した取締役は、その職務を行うにつき注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、配当額に相当する金銭を会社に対し支払う義務を負う。

オ. 会社はその計算において株主の権利の行使に関し財産上の利益の供与をした場合、それに関与した取締役は、自らその財産上の利益の供与をしたときを除き、その職務を行うにつき注意を怠らなかったことを証明することにより、その供与した利益の価額に相当する額を会社に対し支払う義務を免れる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第46問〕(配点：2)

株式会社の計算に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.52])

ア. 会社が資本金の額を減少する場合には、その会社の債権者は、その会社に対し、これについて異議を述べることができる。

イ. 資本金の額の減少の無効は、訴えをもってのみ主張することができる。

ウ. 会社が準備金の額を減少する場合において、その減少額の全部を資本金とするときは、その会社の債権者は、その会社に対し、準備金の額の減少について異議を述べるができない。

エ. 取締役会設置会社が剰余金の額を減少する場合において、その減少額の全部を準備金とするときは、取締役会の決議によって剰余金の額の減少をすることができる。

オ. 会社が剰余金の処分として任意積立金の積立てをする場合には、定時株主総会の決議によらなければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第47問】（配点：2）

株式会社を消滅会社とする吸収合併と株式会社を譲渡会社とする事業譲渡に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.53】）

- ア. 吸収合併及び事業譲渡のいずれにおいても、その相手方は、会社でなければならない。
- イ. 吸収合併の場合には、消滅会社はそれによって当然に解散するが、事業譲渡の場合には、譲渡会社はその事業の全部を譲渡してもそれによって当然には解散しない。
- ウ. 吸収合併の場合には、合併対価として交付される財産の種類は限定されないが、事業譲渡の場合には、事業の対価として交付される財産の種類は金銭に限られる。
- エ. 吸収合併の場合には、消滅会社の債務は個々の債権者の同意なくして存続会社に承継されるが、事業譲渡の場合には、譲渡の相手方が譲渡会社の債務を免責的に引き受けるためには、個々の債権者の同意を得なければならない。
- オ. 吸収合併及び事業譲渡は、いずれも、訴えによらなければその無効を主張することができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第48問】（配点：2）

株式交換に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.54】）

- ア. 株式交換完全子会社の株主に対して交付される対価が金銭のみである場合には、株式交換完全親会社の債権者は、その株式交換について異議を述べることができる。
- イ. 株式会社が株式交換をするために株主総会の決議による承認を要しない場合には、株主は、会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができない。
- ウ. 委員会設置会社にあつては、株主総会の決議による承認を要しない株式交換契約について、その内容の決定を執行役に委任することができる。
- エ. 株式交換完全子会社が種類株式発行会社であるときは、その会社の発行する種類の株式の内容に応じ、ある種類の株式の株主に対しては対価を交付しないこととすることができる。
- オ. 株式交換完全子会社は、株式交換の効力が生じた日から2週間以内に、その本店の所在地において、株式交換による変更の登記をしなければならない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第49問】（配点：2）

株主代表訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.55】）

- ア. 会社法上の公開会社の場合、株主代表訴訟を提起することができるのは、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主又は発行済株式総数の100分の3以上の数の株式を6か月前から引き続き有する株主である。
- イ. 株主代表訴訟においては、退任した取締役を被告とすることができる。
- ウ. 株主代表訴訟の提起が悪意によるものであると認められるときは、裁判所は、被告の申立てにより又は職権で、訴えを提起した株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
- エ. 株主代表訴訟においては、総株主の同意を得た場合に限り、取締役の責任を免除する内容の訴訟上の和解をすることができる。
- オ. 株主代表訴訟を提起した株主がその訴訟の係属中にその有する株式を売却して株主でなくなったときは、その者は、訴訟を進行することができない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第50問】（配点：2）

商慣習に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.56】）

- ア．商慣習が民法上の強行規定に優先して適用されることはない。
- イ．商事に関しては、商法に定めがない事項について商慣習があれば、それに従う。
- ウ．契約当事者が商法上の任意規定と異なる慣習に従う旨の合意をしている場合には、それが単なる「事実たる慣習」にすぎないときでも、その慣習が商法上の任意規定に優先する。
- エ．商慣習が法的確信にまで高まっている場合でも、その適用を求める当事者は、訴訟において、その存在及び内容について証明責任を負う。
- オ．判例の趣旨に照らせば、商慣習が商法上の強行規定に優先して適用される場合がある。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第51問】（配点：2）

個人商人Aが甲商店の商号で乙市内において営む営業を個人商人Bに譲渡した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。ただし、A及びBは、小商人ではないものとし、また、AとBとは、Aの営業によって生じたCに対する債務（以下「C債務」という。）及びAの営業によって生じたDに対する債権（以下「D債権」という。）につき、その譲渡の対象としない旨を合意していたものとする。（解答欄は，【No.57】）

- ア．Aは、同一の営業をしない旨の特約をした場合であっても、営業譲渡の日から30年を経過すれば、乙市内において同一の営業をすることができる。
- イ．AがBに対し営業とともに甲商店の商号を譲渡した場合、商号の譲渡は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。
- ウ．Bは、甲商店の商号を引き続き使用するときは、譲り受けた財産の価額を限度として、C債務を弁済する責任を負う。
- エ．Bが甲商店の商号を引き続き使用しない場合において、Aの営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたことによりBが負担するC債務を弁済する責任は、その広告をした日から2年を経過すれば、消滅する。
- オ．Bが甲商店の商号を引き続き使用するときは、DがBに対してしたD債権に係る債務の弁済は、Dが善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第52問〕（配点：2）

商人間の売買契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.58〕）

- ア. 売買契約が特定の日時に履行しなければ契約をした目的を達することができない性質のものであっても、当事者の一方が履行をしないでその日時を経過したことを理由に相手方がその契約の効力を失わせるためには、解除の意思表示をしなければならない。
- イ. 判例によれば、売買契約の目的物の瑕疵に関する通知義務を定めた商法の規定は、不特定物の場合にも適用される。
- ウ. 判例によれば、売買契約の目的物に生じていた瑕疵が直ちに発見することのできないものである場合には、受領後6か月以内にその瑕疵を発見して直ちに通知を発すれば、その瑕疵を理由とする損害賠償請求権について、瑕疵担保責任に関する民法上の除斥期間の規定は、適用されなくなる。
- エ. 買主が売買の目的物の受領を拒んだ場合には、売買契約は、直ちに解除されたものとみなされる。
- オ. 売買契約の売主及び買主の営業所が異なる市町村内にある場合には、買主が売買の目的物に瑕疵があることを理由にその売買契約を解除したときであっても、買主は、その目的物を売主に送り返すことを要しない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第53問〕（配点：2）

匿名組合員及び合資会社の有限責任社員に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述に係る匿名組合契約又は合資会社の定款には、特約又は別段の定めがないものとする。（解答欄は、〔No.59〕）

- ア. 匿名組合員及び合資会社の有限責任社員は、金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる。
- イ. 匿名組合員及び合資会社の有限責任社員は、営業者又は合資会社の業務を執行することができる。
- ウ. 匿名組合員及び合資会社の有限責任社員は、重要な事由があるときは、いつでも、裁判所の許可を得て、営業者又は合資会社の業務及び財産の状況を検査することができる。
- エ. 匿名組合員及び合資会社の有限責任社員は、出資が損失によって減少したときは、その損失が填補された後でなければ、利益の配当を請求することができない。
- オ. 匿名組合員及び合資会社の有限責任社員が出資した財産は、営業者又は合資会社に属する。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第54問〕（配点：2）

手形は、主として「信用の手段」として規律され、小切手は、主として「支払の手段」として規律されている。次の1から5までの各記述のうち、このことと関係がないものはどれか。（解答欄は、〔No.60〕）

- 1. 約束手形の振出人は、第一次的な支払義務を負うが、小切手の振出人は、支払人が支払拒絶をしたことを条件とする支払義務を負うにとどまる。
- 2. 小切手においては、支払人が銀行その他の金融機関に限られ、かつ、振出人は、その支払人の下に小切手の支払に充てられるべき資金を有していなければならないが、為替手形においては、そのような制約はない。
- 3. 為替手形においては、支払人が引受けをすることができるが、小切手においては、支払人が引受けをすることはできない。

4. 手形においては、満期の定め方として一覧払のほか確定日払、日附後定期払及び一覧後定期払も認められるが、小切手においては、一覧払しか認められない。
5. 小切手の支払呈示期間は、原則として振出日の日付から10日以内とされているが、一覧払手形の支払呈示期間は、原則として振出日の日付から1年内とされている。

【第55問】（配点：2）

AがBを受取人として振り出した約束手形を、Bは、白地式裏書によってCに譲渡し、Cは、この手形をそのままの状態を金庫で保管していた。Cの金庫からこの手形を盗み出したDは、記名式裏書によってこれをEに譲渡した。Eは、この手形を取得する際、Dが権利者であると重過失なく信じていた。Eは、この手形を記名式裏書によってFに譲渡した。現在の所持人は、Fである。この手形の裏書欄の状況を簡略化して示したものが【図】である。

この手形に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.61】）

【図】

第1裏書 B → (白地)

第2裏書 D → E

第3裏書 E → F

- ア. この手形には、裏書の連続が認められる。
- イ. Fが、この手形をEから取得した際、DがCから盗取したものであることを知っていた場合、Aは、Dによる盗取の事実とFの悪意を証明することにより、Fに対する手形金の支払を拒むことができる。
- ウ. Cは、盗難の時から2年間、この手形がCから盗まれたことを証明することにより、Fに対し、この手形の返還を請求することができる。
- エ. この手形が金庫から盗み出されたことにつき、Cに重過失があった場合でも、Cは、この手形について遡求義務を負うことはない。
- オ. 判例によれば、Dは、この手形について遡求義務を負うことはない。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第56問】（配点：2）

訴状の送達に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.62】、【No.63】順不同）

1. 裁判長が補正を命じても訴状の送達をすることができない場合には、その訴状は、命令で、却下される。
2. 訴えの提起による時効中断の効力は、訴状が被告に送達された時に生ずる。
3. 訴状の送達は、被告本人に直接交付して行ふべきものであり、それができない場合には、公示送達の方法によらなければならない。
4. 訴状が被告に送達された後は、その訴状に不備があっても、命令で訴状を却下することはできない。
5. 訴状において契約解除の意思表示をしようとする場合においても、その訴状の送達が公示送達の方法によってされたときは、契約解除の意思表示が被告に到達したことはない。

【第57問】（配点：2）

管轄に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.64]）

- ア．被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出するとともに本案について弁論をした場合には、応訴管轄は生じない。
- イ．職分管轄については、当事者双方の合意によって異なる管轄裁判所を定める余地はない。
- ウ．裁判所は、訴訟についてその裁判所の専属管轄とする旨の合意がある場合には、訴訟の著しい遅滞を避けるためであっても、その訴訟を他の管轄裁判所に移送することはできない。
- エ．訴えが地方裁判所に提起された後に、請求の減縮により訴額が140万円を超えないこととなった場合において、被告の申立てがあるときは、地方裁判所は、決定で、その訴えに係る訴訟を簡易裁判所に移送しなければならない。
- オ．簡易裁判所は、被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第58問】（配点：2）

当事者に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.65]）

- 1．債務者の債権を差し押さえた差押債権者は、第三債務者に対する取立訴訟の原告となることができる。
- 2．特定不動産の受遺者が、遺言の執行として当該不動産の所有権移転登記手続を求める訴えを提起する場合において、遺言執行者がいるときは、相続人ではなく遺言執行者を被告としなければならない。
- 3．民法上の組合において、組合規約により自己の名で組合財産を管理し対外的業務を執行する権限を与えられた組合員は、組合財産に関する訴訟の当事者となることができる。
- 4．株式会社の支配人は、当該株式会社のために、その事業に関する訴訟の当事者となることができる。
- 5．認知の訴えにおいて、被告とすべき父が死亡している場合には、検察官をその訴えの被告としなければならない。

【第59問】（配点：2）

当事者の欠席及び死亡に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.66]，[No.67]順不同）

- 1．当事者双方が最初にすべき口頭弁論の期日に欠席した場合には、訴状に記載された事項及び答弁書に記載された事項がそれぞれ陳述されたものとみなされる。
- 2．当事者双方が弁論準備手続の期日に欠席した場合において、1か月以内にいずれの当事者からも期日指定の申立てがされないときは、訴えの取下げがあったものとみなされる。
- 3．被告が口頭弁論終結後に死亡した場合には、被告に訴訟代理人がいるときを除き、訴訟手続は中断し、裁判所は、受継がされるまで判決を言い渡すことができない。
- 4．判決の言渡しは、当事者双方が判決の言渡り期日に欠席した場合においても、することができる。
- 5．請求を棄却する第一審判決の送達を受けた日の翌日に原告が死亡した場合には、原告に訴訟代理人がいるときを除き、訴訟手続は中断し、控訴期間は進行を停止する。

〔第60問〕（配点：2）

直接主義に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，〔No.68〕）

1. 合議体を構成する3人の裁判官のうちの1人が交代した場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。
2. 合議体を構成する3人の裁判官のうちの2人が交代した場合において、当事者の申出があるときは、裁判所は、裁判官の交代前に尋問した証人を再度尋問しなければならない。
3. 裁判所は、当事者に異議がないときは、受命裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。
4. 判決の言渡しをする裁判官は、当該判決の基本となる口頭弁論に関与した裁判官でなければならない。
5. 当事者は、控訴審において、第一審の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

〔第61問〕（配点：2）

口頭弁論に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，〔No.69〕）

- ア. 裁判所は、数個の独立した攻撃又は防御の方法が提出されている場合において、特定の攻撃又は防御の方法に審理を集中したいときは、弁論の制限をすることができる。
- イ. 口頭弁論の期日のうち証人尋問の期日については、その公開を停止することができない。
- ウ. 証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
- エ. 弁論準備手続において主張された事実は、弁論準備手続の結果を当事者が口頭弁論で陳述することによって訴訟資料となる。
- オ. 裁判所は、当事者の申立てがない限り、終結した口頭弁論の再開を命ずることができない。
1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第62問〕（配点：2）

弁論準備手続に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，〔No.70〕，〔No.71〕順不同）

1. 裁判所は、当事者の同意がなければ、事件を弁論準備手続に付することができない。
2. 弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。
3. 裁判所は、弁論準備手続の期日においては、文書の証拠調べをすることができない。
4. 弁論準備手続においては、当事者双方が期日に出頭することができない場合であっても、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、期日における手続を行うことができる。
5. 裁判所は、弁論準備手続を終結するに当たり、その後の証拠調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認するものとされている。

【第63問】（配点：2）

自白及びその撤回に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。（解答欄は，[No.72]）

- ア．当事者が証拠として提出した契約書について、相手方がその成立の真正を認める旨の陳述をした場合には、裁判所は、証拠によっても当該契約書の成立の真正を否定することができない。
- イ．口頭弁論の期日において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしなかった当事者は、次回以降の期日において当該事実を争うことができない。
- ウ．自白の撤回は、第三者の刑事上罰すべき行為によって自白をした場合にもすることができる。
- エ．自白の撤回は、時機に後れたものとして却下されることはない。
- オ．自己に不利益な陳述をした当事者は、相手方がその陳述を援用する前においても、当該陳述を撤回することができない。

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

【第64問】（配点：2）

次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.73]，[No.74]順不同）

- 1. 第三者の営業秘密に関する事項について訴えの提起前における照会をすることができるのは、相手方がこれに回答することをその第三者が承諾した場合に限る。
- 2. 訴訟の係属中にする当事者照会は、相手方の職業の秘密として証言を拒絶することができる事項と同様の事項についてもすることができる。
- 3. 裁判所は、訴えの提起前における証拠収集の処分として、文書送付の嘱託や、専門的な知識経験に基づく意見の陳述の嘱託をすることができる。
- 4. 証拠保全の手続において証人尋問がされた場合には、当事者がその証人について口頭弁論における尋問の申出をしたときでも、裁判所は、その尋問をする必要はない。
- 5. 裁判所は、訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときでなければ、訴えの提起前における証拠収集の処分をすることができない。

【第65問】（配点：2）

証拠調べの実施に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.75]）

- ア．鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定人となることができないものを除き、鑑定をする義務を負う。
- イ．当事者本人を尋問する場合において、その当事者が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、勾引を命ずることができる。
- ウ．裁判所は、第三者に対し、検証の目的の提示を命ずることができ、その第三者が正当な理由なくこの命令に従わないときは、過料に処する。
- エ．文書送付の嘱託の申立ては、登記事項証明書など当事者が法令により正本又は謄本の交付を求めることができる文書については、することができない。
- オ．証人は、自己の配偶者に著しい利害関係のある事項について尋問を受ける場合にも、宣誓をする義務を負う。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第66問】（配点：2）

文書提出命令に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.76]）

- ア．文書提出命令の申立ては、その対象となった文書について証拠調べの必要性を欠くことを理由として却下することはできない。
- イ．公務員の職務上の秘密に関する文書については、当該文書の提出によって公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあることを理由としてその提出を拒むことができる。
- ウ．判例によれば、株式会社の社内文書で外部の者への開示が予定されていないものであっても、その文書を開示することにより当該株式会社に看過し難い不利益を生ずるおそれがないときには、文書提出命令の対象となる。
- エ．判例によれば、刑事事件に係る訴訟に関する書類は、文書提出命令の対象となることはない。
- オ．いわゆるインカメラ手続を実施した結果、提出義務がないとして文書提出命令の申立てを却下した裁判所は、当該文書を読読しなかったものとして本案についての心証を形成しなければならない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第67問】（配点：2）

Xは、甲土地をA時点とその20年後のB時点のいずれにおいても占有していたから、両時点の間、甲土地の占有を継続し、甲土地を時効取得したと主張して、甲土地の登記名義人であるYに対し、所有権に基づき所有権移転登記手続を求める訴えを提起した。これに対し、Yが甲土地の占有に関して次のア又はイの主張をし、X及びYから他の主張はされなかったものとする。これらア又はイの主張がされた各場合について、Yが請求棄却の判決を得るために裁判官に抱かせることが必要な心証の説明として、後記1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No.77]）

- ア．A時点ではXが占有していたが、B時点ではYが占有していた。
- イ．Xは、A時点でもB時点でも占有していたが、両時点の間のC時点ではYが占有しており、Xは、継続して占有していなかった。

- 1. Yは、アの主張をする場合にはB時点でYが占有していた事実について、イの主張をする場合にはC時点でYが占有していた事実について、いずれも裁判官に確信を抱かせる必要がある。
- 2. Yは、アの主張をする場合にはB時点でYが占有していた事実について裁判官に確信を抱かせる必要があるが、イの主張をする場合にはAB両時点の間Xが継続して占有していた事実について裁判官に真偽不明の心証を抱かせれば足りる。
- 3. Yは、アの主張をする場合にはB時点でXが占有していた事実について裁判官に真偽不明の心証を抱かせれば足りるが、イの主張をする場合にはC時点でYが占有していた事実について裁判官に確信を抱かせる必要がある。
- 4. Yは、アの主張をする場合にはB時点でXが占有していた事実について、イの主張をする場合にはAB両時点の間Xが継続して占有していた事実について、いずれも裁判官に真偽不明の心証を抱かせれば足りる。

【第68問】（配点：2）

XがYに対し、絵画の売買代金の支払を求める訴えを提起した場合において、次のアからオまでのYの各陳述のうち、当該訴えの請求原因に対する抗弁となり得るものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.78】）

- ア. その絵画は、Aから買ったものであり、代金もAに支払っています。
- イ. その絵画は、Xから買ったものですが、まだ、引渡しを受けていません。
- ウ. その絵画は、XからBが買い、Bから私が買ったものです。
- エ. その絵画は、Xから買ったものですが、既にXには代金全額を支払いました。
- オ. その絵画は、Xから贈与されたものです。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第69問】（配点：2）

訴えの取下げ及び控訴の取下げに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.79】）

- ア. 判決が確定した後でも、相手方の同意を得れば、訴えを取り下げることができる。
- イ. 本案について終局判決があった後に訴えを取り下げた場合でも、相手方の同意があれば、同一の訴えを提起することができる。
- ウ. 本訴の取下げ後に被告が反訴を取り下げるときは、相手方が反訴の本案について口頭弁論をした後においても、相手方の同意を要しない。
- エ. 実親子関係の不存在の確認の訴えについても、訴えを取り下げることができる。
- オ. 控訴人は、控訴審の終局判決があった後においても、当該判決が確定するまでは、控訴を取り下げることができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第70問】（配点：2）

判決の確定に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、【No.80】）

- 1. 第一審判決が原告の請求の一部を認容し、その余を棄却するものであった場合には、当事者双方が控訴せず、いずれの控訴期間も満了した時に、第一審判決は確定する。
- 2. 控訴審で控訴棄却の判決がされたときは、その確定とともに第一審判決も確定する。
- 3. 控訴権を有する全ての当事者が控訴権を放棄したときは、控訴期間の満了前であっても、第一審判決は確定する。
- 4. 判例の趣旨によれば、通常共同訴訟において、共同訴訟人の一人が控訴したときは、他の共同訴訟人についても判決の確定が遮断される。
- 5. 上告審の終局判決は、その言渡しとともに確定する。

【第71問】（配点：2）

判決の効力に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.81]）

1. 給付訴訟において請求を棄却する判決は、確認判決である。
2. 形成訴訟において請求を認容する判決には、遡及して形成の効果を生ずるものと、将来に向かってのみ形成の効果を生ずるものがある。
3. 債務不存在確認訴訟において請求を認容する判決が確定すると、当該債務に係る被告の債権が存在しないことが既判力をもって確定される。
4. 土地の所有権確認訴訟において請求を棄却する判決が確定したときは、原告が当該土地の所有権を有しないことが既判力をもって確定されるが、被告がその土地の所有権を有することが確定されることはない。
5. 離婚判決が確定しても、当該判決に基づき戸籍法上の届出がされなければ、婚姻解消の効果は生じない。

【第72問】（配点：2）

複数請求訴訟に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.82]、[No.83]順不同）

1. 請求の予備的併合及び選択的併合においては、弁論を分離することは許されない。
2. 判例によれば、建物所有権に基づき建物明渡しを求める訴えを提起した原告が、請求を土地所有権に基づく建物収去土地明渡請求に変更することは、この訴えの変更が当該建物の所有権が自己に帰属する旨の被告の陳述に基づいてされた場合であっても、認められない。
3. 中間確認の訴えは、その確認の請求につき他の裁判所の専属管轄とする旨の合意がある場合には、許されない。
4. 反訴の提起後に本訴が取り下げられた場合には、本訴の訴訟資料を反訴の判決の基礎とすることはできない。
5. 判例によれば、控訴審における訴えの変更に対して相手方が異議なく応訴した場合には、請求の基礎に変更があるときであっても、当該訴えの変更は許される。

【第73問】（配点：2）

控訴に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.84]）

- ア. 控訴状に控訴の理由の記載がない場合において、控訴人が最高裁判所規則で定める期間内に控訴裁判所に控訴理由書を提出しないときは、控訴裁判所は、決定で、控訴を却下しなければならない。
- イ. 貸金300万円の返還請求を全部認容した第一審判決に対し、被告が100万円の部分のみを不服として控訴した場合には、その余の部分については、控訴期間の満了により、第一審判決が確定する。
- ウ. 控訴審の審判の対象は、裁判所が職権で調査すべき事項を除き、不服申立ての範囲に限定される。
- エ. 控訴審において提出することができる攻撃又は防御の方法は、第一審の口頭弁論終結後に生じた事由に関するものに限られない。
- オ. 控訴裁判所は、第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さず、自判をすることができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第74問】（配点：2）

少額訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.85]）

ア．同一の簡易裁判所において同一の年に少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる回数については、制限はない。

イ．少額訴訟においては、反訴を提起することができない。

ウ．少額訴訟においては、証拠調べは、即時に取り調べるができる証拠に限ってすることができる。

エ．被告は、最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をした後であっても、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。

オ．少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ